

資料-1 都市計画マスタープラン策定の経緯

1 検討の経緯

	各種会議	日 程	検討内容
令和2年度	第1回 作業部会	8月26日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○都市計画マスタープランとは ○あま市の都市の現況
	第1回 策定委員会	10月2日(金)	【緑の基本計画】 ○緑の基本計画とは ○緑の基本計画の策定にあたって
	『あま市都市計画マスタープラン』及び『あま市緑の基本計画』策定に係る市民アンケート調査 〔調査期間：9月17日(木)～9月30日(水)〕		
	第2回 作業部会	11月18日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○市民意識調査の結果報告 ○あま市が抱える課題 ○都市づくりの目標・方針
	第2回 策定委員会	12月25日(金)	【緑の基本計画】 ○市民意識調査の結果報告 ○緑に関する課題 ○緑の都市づくりの目標・方針
	第3回 作業部会	2月18日(木)	【都市計画マスタープラン】 ○都市づくりの目標・方針 ○全体構想(原案)の確認
	第3回 策定委員会	3月3日(水)	【緑の基本計画】 ○緑の基本方針 ○緑の将来像
	都市計画審議会 (第1回)	3月19日(金)	経過報告
令和3年度	第4回 作業部会	6月23日(水)	【都市計画マスタープラン】 ○地域別構想
	第4回 策定委員会	7月19日(月)	【緑の基本計画】 ○緑の目標値 ○緑の保全及び緑化の推進のための施策
	第5回 作業部会	10月21日(木)	【都市計画マスタープラン】 【緑の基本計画】
	第5回 策定委員会	11月9日(火)	○計画書素案 (パブリックコメント用資料)
	パブリックコメント〔12月8日(水)～1月7日(金)〕		
	第6回 作業部会	2月9日(水)	【都市計画マスタープラン】 【緑の基本計画】 ○パブリックコメント意見への対応
	第6回 策定委員会	3月1日(火)	○計画書案 (都市計画審議会諮問資料)
	都市計画審議会 (第1回)	3月18日(金)	諮問・答申

2 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会要綱

平成 24 年 4 月 25 日

告示第 74 号

改正 平成 27 年 12 月 10 日告示第 149 号

改正 令和 2 年 9 月 1 日告示第 145 号

(設置)

第 1 条 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（以下「マスタープラン」という。）の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、市長が依頼した日からマスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第145号）

この告示は、公示の日から施行する。

3 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	
		令和2年度	令和3年度
大 同 大 学	大学院工学研究科教授 工学部教授	嶋 田 喜 昭	同左
七宝町土地改良区	理事長	室 田 卓 史	山 田 利 之
美和町土地改良区	理事長	樋 口 眞 一	伊 藤 忠 久
あま市農業委員会	会長	三 輪 光 雄	同左
あま市商工会	会長	山 田 精 二	同左
あま市観光協会	会長	清 水 明 俊	同左
住 民 代 表	あま市女性の会会長	村 上 千 代 子	同左
住 民 代 表	あま市民生委員 児童委員協議会代表	井 村 な を 子	同左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会 代表	小 林 優 太	同左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会	北 野 ま り 子	同左
住 民 代 表	あま市防災ネット会長	河 竹 正 幸	同左
愛知県都市・交通局※	都市計画課長	齊 藤 保 則	小井手 秀人
愛知県都市・交通局※	公園緑地課長	小 嶋 幸 則	稲 吉 豊 治
愛知県海部建設事務所	企画調整監	今 泉 明 久	同左

※令和2年度は「愛知県都市整備局」（組織・機構の改正による名称変更）

4 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画作業部会構成員

・ 副市長	・ 市民生活部長
・ 総務部長	・ 建設産業部長
・ 企画財政部長	・ 上下水道部長

■ あ行

用語	解説	掲載頁
ICT (あいしーていー)	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。パソコン、インターネット等の情報・通信に関する技術の総称。	2-26
愛・道路パートナーシップ事業 (あい・どうろぱーとなーしっぷじぎょう)	地域に愛される快適な道路環境づくりを進めるために、住民・企業等による道路の清掃活動を県・地元市町村が支援する愛知県版のアダプトプログラム。	3-24
アクセス (あくせす)	あるところに到達することや、到達するための手段のこと。また、行きやすさを表すこともある。	2-32 他
アダプトプログラム (あだぶとぶらむ)	住民、企業等が道路・公園等の公共施設の里親(アダプト)となり、その清掃・手入れを定期的に行う仕組み。	3-24
あま市污水適正処理構想 (あましおすいてきせいしよりこうそう)	あま市全域を対象とした効率的かつ効果的な污水处理施設の整備を行うために、污水处理施設(下水道、合併処理浄化槽等)の整備予定区域等、今後の整備方針を示した構想。	3-17
あま市宅地開発等に関する指導要綱 (あましたくちかいはつとうにかんするしどうようこう)	良好な住環境を確保し、快適な都市環境の実現を図るために、中高層集合住宅等の建設行為に対して定めたあま市独自の基準。	3-18 他
インパクト (いんぱくと)	衝撃、影響のこと。	2-37
インフラ (いんふら)	インフラストラクチャーの略。公的機関によって整備された道路・公園・水道等の社会資本。	2-28 他
雨水貯留・浸透施設 (うすいちよりゅう・しんとうしせつ)	河川への雨水の流出を抑制するため、敷地に降った雨を一時的に貯留し、または地下へと浸透させる施設。例えば、雨水調整池や雨水浸透枳。	3-18
AI (えーあい)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。	2-37
液状化 (えきじょうか)	地震によって、地下水位の高い砂地盤が一時的に液体状になってしまう現象。	2-22 他
屋外広告物法 (おくがいこうこくぶつほう)	良好な景観の維持や危害防止のために、屋外広告物の表示場所・表示方法等を規定した法律。	3-25
オープンスペース (おーぷんすぺーす)	公園や緑地等、都市の環境や景観に潤いを与えるほか、防災性の向上等の多様な役割を負う永続的な空地。	2-39

■ か行

用語	解説	掲載頁
街区公園 (がいくこうえん)	都市公園法に基づく、歩いて行ける範囲の居住者のために設置される都市公園の一つ。半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とした公園のこと。都市公園としては、規模や誘致圏に応じて、その他に、近隣公園や地区公園等がある。	3-16 他
外水はん濫 (がいすいはんらん)	堤防の決壊や河川からあふれた水によって発生する洪水のこと。	2-25
開発許可制度 (かいはつきゃかせいど)	無秩序な市街化の抑制や良好な宅地水準を確保するため、都市計画法に基づき、一定の宅地開発等に対して都道府県知事等の許可を義務づける制度。	3-22 他
カラー舗装 (からーほそう)	沿道のまちなみと調和した道路景観の形成や、事故防止の注意喚起等を目的に、色彩を変えた舗装。	3-16
幹線道路 (かんせんどうろ)	一般的に、交通の流動が多く重要度が高い道路。	2-8 他
官民連携 (かんみんれんけい)	公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。	3-21 他
キス&ライド (きすあんらいど)	自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停等）まで自動車等で家族に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。	3-14
既存ストック (きぞんすとく)	これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積。	3-2 他
狭あい道路 (きょうあいどうろ)	幅員 4メートル未満の道で、一般の用に供されているもの。	2-32 他
狭さく (きょうさく)	自動車通行速度の抑制等、交通安全対策の一環として、車道を部分的に極端に狭くするために設置する杭等のこと。	3-16
協働 (きょうどう)	市民、事業者、行政等が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動すること。	1-2 他
拠点 (きよてん)	活動の足場となる重要な地点。	2-9 他
緊急輸送道路 (きんきゆうゆうそうどうろ)	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために、防災拠点を相互に連絡する道路。愛知県地域防災計画では、国県道のなかから、重要度に応じて第 1 次と第 2 次が設定されている。	3-19
景観 (けいかん)	風景、景色のこと。	2-34 他
結節点 (けっせつてん)	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等があげられる。	3-14 他

減災 (げんさい)	地震・津波・風水害等の自然災害による被害をできるだけ少なくしようとする考え方、またはその取り組み。	2-37 他
広域避難場所 (こういきひなんばしょ)	主に地震の後に発生する市街地火災から避難するための場所で、指定緊急避難場所から必要に応じて選定される。	3-19
公園設置管理許可制度 (こうえんせつちかんりきよかせいど)	都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度。	3-26
公共下水道 (こうきょうげすいどう)	下水道法に規定されるもので、市街地における下水（雨水、汚水）を排除し、処理する施設。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道があり、あま市では、日光川下流流域下水道の整備計画がある。	2-11 他
公共公益施設 (こうきょうこうえきしせつ)	教育施設、医療施設、社会福祉施設、官公庁（市役所等）等、地域住民の共同の福祉又は利便のための必要な施設。	2-12 他
公共施設等総合管理計画 (こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく)	地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画。	2-12 他
工業統計調査 (こうぎょうとうけいちょうさ)	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策等、国や都道府県等の地方公共団体の行政施策のための基礎資料となる調査。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書等の経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としている。	2-14
公募設置管理制度 (Park-PFI) (こうぼせつちかんりせいど(ぱーく・びーえふあい))	飲食店、売店等を設置することにより得られる収益を活用して、園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。	3-26
国勢調査 (こくせいちょうさ)	日本に居住するすべての人を対象とする、我が国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。	2-4 他
コミュニティ (こみゆにてい)	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団。	2-34 他
混雑度 (こんざつど)	道路の混み具合を表す数値。交通容量に対する交通量の比で表す。	2-8

■ さ行

用語	解説	掲載頁
サイン (さいん)	目印、標識のこと。	3-16 他

市街化区域・市街化調整区域 (しかいかくいき・しかいかちようせいくいき)	「市街化区域」は、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域であるのに対し、「市街化調整区域」は市街化の抑制を図るべき区域で、都市計画法に基づき指定する。愛知県の場合、都市計画区域のすべてが、市街化区域または市街化調整区域に分類される。	2-5 他
自主防災組織 (じしゅぼうさいそしき)	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会等を単位として組織されるもの。	3-20
自然環境保全地域 (しぜんかんきょうほぜんちいき)	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域。	2-38 他
自然環境保全法 (しぜんかんきょうほぜんほう)	自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、必要な開発規制等を規定した法律。	3-23
自然的環境インフラネットワーク (しぜんかんきょういんふらねつとわーく)	都市内の公園、緑地、河川、道路の環境施設帯等の空間や、都市内外に広がる海岸、湖沼等の水面や農地、森林、樹林地等の要素が互いに関連を持ち、良好な自然環境のつながりが確保された状態。	3-23
寺叢 (じそう)	樹木が茂り、植生が豊かな寺院の境内地。	2-38 他
指定管理者制度 (していかりりしゃせいど)	公の施設の管理・運営を地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に行わせる制度。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、管理・運営にかかる民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的としている。	2-38 他
シティプロモーション (していぶるもーしょん)	市の魅力を発掘し、市内外に発信して広く知ってもらうこと。	3-21
充電スタンド (じゅうでんすたんど)	電気自動車等の乗り物の充電に用いる地上設置型の充電施設。	3-23
住民基本台帳 (じゅうみんきほんだいちょう)	各種行政の基準とするため、住民に関する各種の事項を市町村において一元的に記録しておく基本的な台帳。	2-4 他
準防火地域 (じゅんぼうかちいき)	火災発生時における延焼拡大の防止を目的に、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行うため、都市計画法に基づき指定する地域。	3-19
集約型都市構造 (しゅうやくがたとしこうぞう)	主要駅周辺等の中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。	2-37 他

商業統計調査 (しょうぎょうとうけいちょうさ)	国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施する調査。	2-15
新型コロナウイルス感染症 (しんがたころなういるすかんせんしょう)	新たに発見された新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症のこと。医学用語で COVID-19 と呼ばれる。令和3(2021)年現在、世界規模で感染が流行しており、感染拡大予防策が重要となっている。	2-27
人口フレーム (じんこうふれーむ)	中・長期の目標となる将来推計人口。	3-3
ストック型社会 (すとつかがたしゃかい)	住宅や橋・道路等の社会インフラを長持ちさせることにより、持続可能で豊かな社会が実現できるという考え方。	3-26
生産緑地地区制度 (せいさんりょくちくせいど)	農林漁業と調和した都市環境の保全、公害や災害の防止等に寄与する市街化区域内の農地等について、計画的な保全を図るべく指定する制度。	3-24
生態系 (せいたいけい)	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。	3-24
生物多様性 (せいぶつたようせい)	様々な生物が存在している様子。	3-6 他
ソフト (そふと)	ソフトウェアの略。本プランでは、物理的な装置や構造物によらない、情報、理論、ノウハウ等の無形の部分を指す。	2-39 他
ゾーン (ぞーん)	地帯、区域、範囲のこと。	3-4 他

■ た行

用語	解説	掲載頁
耐震基準 (たいしんきじゆん)	建築物を設計する際の耐震能力に関する建築基準法に規定された基準。「旧耐震基準」は、昭和56(1981)年6月の建築基準法施行令改正以前の基準を指す。	3-19
多自然川づくり (たしぜんかわづくり)	洪水等に十分耐えられることを前提としながら、本来の自然の川の状態に近い形で改修工事を行うもの。	3-23 他
地域防災計画 (ちいきぼうさいけいかく)	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の実情に即して作成する、災害対策全般についての基本的な計画。	3-19
地区計画制度 (ちいきぼうさいけいかく)	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。良好な住環境の確保等のため、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルール(敷地の使い方、建築物の用途や形態・道路・公園の位置等)を定めることができる。	3-14 他

地球温暖化 (ちきゅうおんだんか)	人間の活動により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	2-37
治水 (ちすい)	河川の氾濫を防ぎ、運輸・かんがいの便をはかること。	2-33 他
長寿命化 (ちやうじゆみようか)	構造物が持つ資産価値としての維持(向上)や便益を確保していくための取り組み。	3-26
通過交通 (つうかこうつう)	ある地域を通過するだけで、その地域内には目的地を持たない交通のこと。本プランでは、幹線道路の渋滞を避けるため、周辺的生活道路を抜け道として利用する自動車等の交通を指す。	3-16
低炭素 (ていたんそ)	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出をできる限り低く抑えること。	2-39
低未利用地 (ていみりようち)	その場所にふさわしい利用が成されていない土地。特に、市街化区域内に位置しながら、建築物の立地等、都市的な利用が図られていない土地(田、畑、山林等)を指す。	2-39 他
デマンド交通 (でまんどこうつう)	オンデマンド交通の略。利用者による予約により運行する公共交通システム。乗り合いを前提としつつ、発着地を自由に指定できるなど、利用者の要望に柔軟に対応することができる。	3-15
投資的経費 (とうしてきけいひ)	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備等に要する経費のこと。	2-27 他
特定都市河川浸水被害対策法 (とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう)	浸水被害の防止を目的に、浸水被害を起こす特定の河川と流域を指定し、雨水の貯留・浸透設備の整備等の措置を規定した法律。あま市関連では、新川が法に基づく特定都市河川流域に指定されている。	3-18 他
都市基盤 (としきばん)	道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設。	2-8 他
都市計画区域 (としけいかくくいき)	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要があるとして、都道府県が指定する区域。都市計画区域内では、開発・建築行為に対して基本的な制限の適用を受け、用途地域をはじめとした都市計画制度の活用も可能となる。あま市は、名古屋市を中心とした名古屋都市計画区域(11市5町1村)に属する。	1-1 他

都市計画道路 (としけいかくどうろ)	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。	2-9 他
都市計画法 (としけいかくほう)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。	1-1 他
都市圏 (としけん)	一般的に、核となる都市及びその影響を受ける周辺都市をひとまとめにした地域の集合体。	3-15 他
都市公園 (としこうえん)	都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。	2-10 他
都市構造 (としこうぞう)	都市の骨格のこと。都市の中心地はどこか、都市活動の軸となるのはどの路線か、といった都市の重要な構成要素、特徴を総じて指す。	2-37 他
都市再生整備計画事業 (としさいせいせいびけいかくじぎょう)	地域住民の生活の質の向上や地域経済・社会の活性化を図るために、平成 16 (2004) 年度に創設された国土交通省所管の補助事業制度。	3-13 他
都市施設 (としせつ)	道路、公園・緑地、下水道等、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な施設。特に、都市計画法に基づき定める各種施設の総称を指す。	1-1 他
土地区画整理事業 (とちくかくせいりじぎょう)	道路、公園、調整池等の公共施設を整備・改善して、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	3-13 他

■ な行

用語	解説	掲載頁
内水はん濫 (ないすいはんらん)	大雨によって、水路や側溝等で雨水を排水することができず、あふれ出す洪水のこと。	2-24
南海トラフ地震 (なんかいとらふじしん)	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100 年から 150 年間隔で繰り返してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震及び昭和南海地震）が発生してから 75 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。	2-22 他
ニーズ (にーず)	要求、需要のこと。	1-1 他
ネットワーク (ねっとわーく)	個々のつながり、網状に広がる様子。	3-2 他

農業振興地域 (のうぎょうしんこうちいき)	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その趣旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。	2-21 他
農振法（農業振興地域の整備に関する法律） (のうしんほう(のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ))	農業の振興が必要と認められる地域について、その振興のために必要な各種施策の基本を規定した法律。	3-25
農用地区域 (のうようちくいき)	農振法に基づき、農業振興地域のうち、概ね10年先を見越して積極的に農地保全を図るべき地域として指定するもの。農用地区域では、農地転用や開発行為が厳しく制限される。	2-21 他

■ は行

用語	解説	掲載頁
パーク＆ライド (ぱーくあんどらいど)	鉄道（軌道）駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法。	3-14
ハザードマップ (はざーどまっぷ)	地震、水害等の自然災害の被害を予測し、その被害範囲を示した図面。	2-24 他
ハード (はーど)	ハードウェアの略。本プランでは、物理的な装置や構造物等、有形のものを指す。	2-39
パートナーシップ (ぱーとなーしっぷ)	市民、団体、企業、行政機関等、異なる性格を有する組織・集団がそれぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。協力しながら働くという意味。協働。	2-29 他
バリアフリー (ばりあふりー)	障がいのある人や高齢者の生活に不便な障害（道や床の段差等）を取り除こうという考え方。	3-16
P F I (ぴーえふあい)	Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備を図る事業手法。	3-26
扶助費 (ふじょひ)	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。	2-27 他
文化財保護法 (ぶんかざいほごほう)	文化財の保存と活用のために必要な事項を規定した法律。	3-25

ベッドタウン (べっどたうん)	大都市の周辺に位置する住宅都市。住宅の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。	2-1
ポテンシャル (ぽてんしゃる)	潜在的な力のこと。集客ポテンシャルとは、広域から買い物、観光、ビジネス等の多様な目的で人が集まることが期待される潜在的な力のこと。	3-21
歩車分離 (ほしやぶんり)	道路を構造によって歩道と車道に分離することにより、歩行者と車両の交通の安全を図ること。	3-16

■ ま行

用語	解説	掲載頁
マイクロモビリティ (まいくろもびりてい)	一人または二人乗りの小型の移動機器。自動車よりも小さく、小回りが利き、原動機を搭載する乗り物。主に、都市部や観光地の短距離移動、または日常生活における身近な移動に利用するものを指す。	3-15
マネジメント (まねじめんと)	一定の目的を効果的に実現するために、人的・物的諸要素を適切に結合し、その作用・運営を操作・指導する機能もしくは方法。	3-2 他
街なか居住拠点 (まちなかきよじゆうきよてん)	多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、都市機能の集積を図り、居心地がよく歩きたく都市づくりを牽引する場。	3-4 他
密集市街地 (みっしゆうしがいち)	老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している市街地のこと。	4-14 他

■ や行

用語	解説	掲載頁
遊水・保水機能 (ゆうすい・ほすいきのう)	遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、雨水が地中に浸透する機能のこと。	3-18
優良農地 (ゆうりょうのうち)	一段のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことにより生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地のこと。	4-23 他

用途地域 (ようとちいき)	自治体が必要に応じて活用できる最も基本的な都市計画制度。都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途について一定の制限を行うもので、住居系（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域）、商業系（近隣商業地域、商業地域）、工業系（準工業地域、工業地域、工業専用地域）に類別される。市街化区域内であれば、いずれかの用途地域に必ず指定される。	3-14
------------------	--	------

■ら行

用語	解説	掲載頁
リニア（中央新幹線） (りにあ(ちゅうおうしんかんせん))	超電導リニアによる東京・大阪間の中央新幹線計画で、東京・名古屋間での先行開業に向けて工事が進められている。	2-37 他
リノベーション (りのべーしょん)	リフォームよりも大規模な改修工事のこと。既存の骨格（構造）だけを残し、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりする。	3-26
リフォーム (りふおーむ)	住宅の増改築、内部の改装のこと。	3-26
ロードサイド (ろーどさいど)	道路沿いのこと。ロードサイド型の施設は、一般的に車による利用を想定し、駐車場を備えたものを指す。	3-9 他

■わ行

用語	解説	掲載頁
ワークショップ (わーくしょっぷ)	学びや問題解決等のための会議手法の一つ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態を指す。	2-30